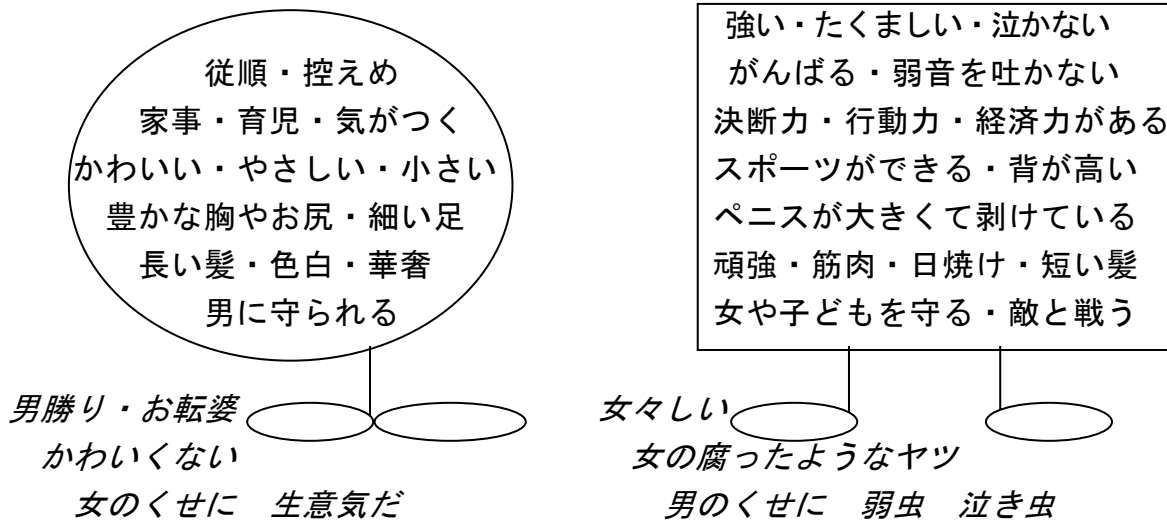


デートDV・ハラスメント・性暴力 ～被害者にも加害者にもならないために～

1. 「女らしさ」「男らしさ」の抑圧



2. DV被害の実態 (2006年内閣府の意識調査)

- ①10～20代のとき、交際相手から「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかをされたことがある女性は13.5% (7人に1人の割合)
- ②現在20代の女性に限ってみると、22.8% (4～5人に1人の割合)
- ③「暴力を振るっても謝れば許すべきだ」と考える人は女性5%、男性は13%

3. デートDV (親密な間柄で起こる暴力)

- ①身体的暴力
 - ・顔や頭、足やおしり等を殴る、蹴る。
 - ・あざがつくほど強く腕をつかむ。頬をつねる。
 - ・髪や耳などを引っ張る。 ・殴ろうとしておどす。
- ②言葉の暴力
 - ・「お前はバカだ」 ・「何でそんなこともできないんだ」
 - ・「そんなこともわからないのか」 ・「デブ」「ブス」
 - ・「お前は俺の言うことを聞いていればいいんだ」
 - ・相手がいやがる呼び方をする。
- ③精神的暴力
 - ・嫉妬する。 ・何を言っても無視する。
 - ・携帯電話の履歴を勝手に見たり、無断で削除したりする。
 - ・相手が望んでいないのに頻繁に電話をかけたり、メールを送る。
 - ・自分以外の異性と会うことを制限する。
 - ・相手の行動をいつもチェックする。
- ④性的暴力
 - ・キスやセックスを強要する。 ・避妊に協力しない。
 - ・相手が望んでいないのにアダルトビデオやエッチな雑誌を見せる。

【相談窓口】

- ①岡山県男女共同参画推進センター（火～土 9:30～16:30）086-235-3310
- ②岡山県女性相談センター（月～金 9:00～16:30）086-235-6060
夜間（月～金 16:30～20:00）086-235-6101
- ③津山市男女共同参画センター（水・奇数月第3土 10:00～16:00）0868-31-2533
- ④岡山市男女共同参画相談支援センター（水～月 10:00～19:30）086-803-3366
（日・祝日 10:00～16:30）同上

4. ステキな恋愛のルール

- ①恋人はあなたの“モノではない
- ②嫉妬を理由に束縛や暴力をしてはいけない（感情と行動は別！）
- ③束縛・支配・暴力を愛情表現と勘違いしないで！
- ④暴力はどんな理由があっても許されない！
- ⑤相手の気持ちやからだ、考え方、仕事や生き方を大切にする
- ⑥相手の話に耳を傾け、まじめに聴いて受けとめる
- ⑦相手に相談したとしても、最終的に自分のことは自分で決める
- ⑧一緒にいても、ひとりでいても、安心していられる
- ⑨相手に心から敬意を払う
- ⑩ありのままの自分でいられる

5. Iメッセージ・YOUメッセージ

●友だちが被害にあっていたら

- ①話をゆっくりと聴く
- ②批判しない・責めない
- ③あなたの考えを押し付けない
- ④他人に言わない

●友だちが加害者だったら

- ①相手に会うのをやめるように言う
- ②暴力を決して肯定しない
- ③自分を変える・別れるなどの決断ができるよう手伝う

●あなたが被害者だったら

- ①自分を責めない 「あなたは悪くない！」
- ②まじめでやさしい人ほど被害にあいやすい
- ③暴力がひどいときには会わない決心を
- ④別れるのは大変なこと（誰もが悩む）
- ⑤一人で考えず、必ず誰かに相談しよう
- ⑥別れるときは危ないことが多いので注意

一人で行かない。できれば同性の友人についてきてもらう。

直接会わなくても、電話か手紙で伝えられるし、無視してもいい。

●あなたにできること

- ①暴力はいけないという常識をつくろう
- ②相談機関を教えよう

県や市のDV相談支援センター・県警のDVやストーカー担当・レディース110番

- ③一人で悩まないで必ず誰かに相談しよう

●思い違い

- ①暴力を振るわれる自分にも悪いところがある⇒×
- ②態度や言葉なら（叩かないなら）DVじゃない⇒×
- ③ヤキモチをやかれるとうれしい⇒×
- ④少しはガマンすることも必要（つらいのが恋）⇒×
- ⑤もっと努力すればきっと相手も変わってくれる⇒×

●大事なポイント

- ①どんな人もイヤなことを強いられることに「ノー」と言ってよい
- ②たとえどんなに傷ついても、人には回復のパワーがある
- ③あなたの知識や一言が誰かを助けるきっかけになることがある

DATERAPE : TEN THINGS YOU CAN DO TO PROTECT YOURSELF

ミネソタ州 The Rape Crisis Center 発行 ; 十代に向けたリーフレットより

デートレイプ 自分を守るための10か条

知っている人があなたを傷つけるなんて考えただけでも恐ろしいわね。デートレイプはあなたのせいでおきるんじゃない。ただでそういうことはいつだってあるわよ。それを防ぐためにできることがある。

1. あなたはいつだって NO ! と言う権利がある

例えば

- ・ キスをしたり抱き合っているさなかでも
- ・ 一緒に飲んでいても
- ・ 以前に SEX したことがあっても
- ・ 一度は OK したけど途中で気持ちが変わっても
- ・ 相手が「おごってやったじゃないか」と言っても
- ・ 相手を怒らせるかもしれないと思っても

2. 用心深くし、直感を信じること

- ・ あまりよく知らない人や居心地の悪い人と二人きりにならない
- ・ 自分の直感を信じること

3. さまざまな強制に気づくこと

強姦とは SEX を強要すること
強制とは

- ・ いやだというのにやめない
- ・ 痛い目にあわせると脅迫する
- ・ はが肌絞めにする
- ・ ナイフやピストルを見せる
- ・ 酔って意識がないときに SEX をする
- ・ もっとひどいことになるかと脅迫する
- ・ 「言うことを聞いてくれないなら自殺する」などと言う

4. 自分の態度をはっきりすること

- ・ これ以上はイヤだと思ったらはっきりと NO ! と言う
- ・ 相手の気持ちを思いやる必要はない。あなたがはっきり NO ! と言わなければ、相手は OK だと思ってしまう
- ・ たとえ相手が NO を受け入れなくても、それはあなたのせいじゃないということを忘れないで

5. 自分の状況がわかっていること

- ・ わけのわからない状況におちいらぬこと

- ・ アルコールやドラッグを避けること
- ・ 身の安全が怪しい (やばい) と感じたときは、家族や信頼できる友人に迎えに来てもらう
- ・ バス代やタクシー代をいつも持っていること
- ・ 強姦されるより、トラブルになるほうがまだということをおぼえて

6. 危険なサインを見逃さないこと

- ・ ふだんからあなたの言うことを聞かない相手は SEX においても同じかもしれない
- ・ 馴れ馴れしく近づいてきたり、ジロジロ見たりする人は、あなたの気持ちを無視する
- ・ 相手が困っているのを見て喜ぶような人は問題あり。気をつけて

7. NO と言えないような状況の場合

- ・ NO と言えれば更に状況が悪くなると思ったときは、トイレにいくと言って電話をかけにいく
- ・ 自分を守るためにウソをつくのは問題ない

8. 相手が NO を受け付けないうときは

- ・ 大声でもう一度 NO と言うこと
- ・ 「やめて。これは強姦よ」と言う

9. 抵抗が有効かどうか判断すること

- ・ 落ち着いて何をすべきかを決める
- ・ 説得してみるか、相手の気持ちをそらして逃げる
- ・ できればやり返す。強く押し返す
- ・ 大声をあげて人がいるところへ逃げる
- ・ ときにはやり返すのが危険でおとなしく受け入れたとしても、あなたのせいではない

10. 助けを求めよう

- ・ 被害にあいそうになったりあつたら、できるだけ早く助けを求めましょう。友人や家族に話しましょう。レイプクライシスセンターに連絡するか警察を呼びましょう。あるいは被害者のためのホットラインに電話しましょう
- ・ その人が耳を貸さなくても、あなたが悪いのではないことを忘れないで!

(翻訳: 東京・強姦救援センター)

6. キャンパス・ハラスメント

定義：キャンパス（大学・大学院・短期大学部などの教育研究の場）で起こるあらゆる形の嫌がらせや人権侵害のこと。対等ではない関係の中での不当な・攻撃的・誇りを傷つける行動、習慣的な行為、振る舞いは、すべて「ハラスメント」である。

- 種類：①「セクシュアル・ハラスメント」（相手の望まない性的言動により不快感を与える行為）
②「アカデミック・ハラスメント」（教育研究の場における権力を利用した嫌がらせ）
③「パワー・ハラスメント」（指導の範疇を超えて、継続して人格と尊厳を侵害する言動）
④「その他のハラスメント」（人種差別やアルコールハラスメントなど）

7. セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは？

概念「相手を不快にさせる性的な言動」

性的な欲求や関心に基づく言動

ジェンダーによる差別意識や優越意識に基づく言動

職場の内外を問わない

要点：①相手が「嫌がる」言動

②相手を「性的」に扱う言動

③地位の高さ・権限の大きさ・人数の多さなどがもたらす権力の濫用

	環境型	脅迫・地位利用型（対価型）
文科省	不快な性的言動によって 「職員の就労上または学生の就学上の 環境が害されること」	性的言動への拒否反応で 「職員が就労上または学生が就学上の 不利益を受けること」

★セクハラを理解するためのポイント

- ①された側がどう感じるかでセクハラかどうかが決まる
- ②被害者は必ずしもイヤだと言えない場合もある
- ③時間外や職場の外で起きてセクハラになりうる
- ④正社員だけでなく、非正規・パート・男性も対象になる
- ⑤強姦や強制わいせつもセクハラである

★被害者の気持ち

- ①「まさか自分にこんなことが起きるとは」
- ②「これは現実ではない。なかったことにしよう」
- ③「まるで、被害を受けているのは自分ではないように感じる」

★被害者が相談しにくい理由

- ①「加害者に仕返しされるのではないか」（恐怖心）
- ②「自分が悪かったのではないか」（罪責感）
- ③「自分の力ではどうしようもないのではないか」（無力感）
- ④「あなたにも問題がある」「それくらいのこと」（二次被害）

8. アカデミック・ハラスメントとは？

定義：「研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ」

事例：教員の場合、上司にあたる講座教授からの研究妨害、昇任差別、退職勧奨など。

院生の場合、指導教員からの退学・留年勧奨、指導拒否、学位論文の取得妨害など。

- ①自分の希望しない研究テーマを強制された
- ②研究に必要な機器や書籍を使わせてくれない
- ③忙しいからと言って研究指導をしてくれない
- ④就職や進学に必要な推薦書を書いてくれない
- ⑤提出したレポートや論文に着いて「こんなのは小学生の作文だ」と言われた。
- ⑥気に入らない学生に対しては評価が厳しくなる。
- ⑦「研究に向いてない」と言われた。
- ⑧深夜までの作業を強制された。

9. パワーハラスメント（パワハラ）とは？

定義：「権力や地位を利用した嫌がらせ」（＝人権侵害）

職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、学生の学ぶ環境・就労者の働く環境を悪化させたり、就学・就労の不安を与えること。

事例：①人前で（学生や同僚にも聴こえるところで）怒鳴られる

- ②他の人が同じことをしても問題にされないのに、自分だけ個室に呼び出され、長時間にわたって叱責される
- ③新しい指導教員（上司）が「自分が指導教員（上司）なのだから、自分の言う通りにしていたらいいんだ」と、自分のやり方を一方的に押し付けられる
- ④研究（仕事）の相談をすると「君に能力がないから」と聞いてもらえない
- ⑤授業やゼミ（勤務）中は何も指示せず、飲み会の席で何度も同じことを非難される
- ⑥殴る、蹴る、物を投げつけるなどの暴力をふるわれる
- ⑦「君は研究に向かないから大学（院）なんかを辞めてしまえ」「若い女性や派遣社員を雇いたいから辞めてくれ」と日常的に言われ続ける

★ハラスメントを受け続けると

- ①気持ちよく学ぶ（働く）ことができなくなる
- ②退学（退職）に追い込まれることもある
- ③個人の名誉や尊厳、プライバシー等、人格が侵害される
- ④心身の健康を害する（PTSD）

不安・恐怖感・憂うつ感・睡眠や食事の乱れ・フラッシュバック・不眠・悪夢・抑うつ感・自己評価の低下・ストレス・対人関係の悪化・アルコール依存など

★被害を受けた時の対応（選択肢であって義務ではない）

- ①黙っていては解決しない。相手の行為を自分は望んでいないことを、はっきりと意思表示する。それでも続くようなら手紙を書き、コピーを取っておく。
- ②一人で悩まないで、信頼できる友人や教師、カウンセラーに相談する。
- ③受けた行為・日時・場所・自分がどう対応したかなど、記録しておく。
後に法廷に訴える時には、有力な証拠になる。
- ④自分のテスト・レポート・研究成果、仕事ぶりを証明する証拠や記録をとっておく。
加害者は自分の行為を正当化するために、相手を非難してくることが多い。
- ⑤目撃者や他の被害者を探す。過去に、あるいは同じところに被害にあった人がいれば、複数の被害者の訴えで正当性が強まる。
- ⑥職場・学校にハラスメント相談室や問題解決委員会があれば、そこへ訴える。
- ⑦最後の手段として公的な救済措置（警察・裁判所など）もある。

★ハラスメントをなくすために

- ①日頃から人権に敏感な感覚を養い、話題にするようにする
- ②学生や職員から相談をしてもらいやすい関係を日頃からつくっておく
- ③いじめやハラスメントなどの暴力を許さないという態度、常識をつくる
（遊びや冗談と軽く流せば、いじめを見過ごし、ハラスメントに加担してしまう）
- ④被害者に相談された時には親身になって聴く（責めたり、意見を押し付けたりしない）
（「よく話してくれたね」「君は悪くない」と勇気づけ、何ができるか一緒に考える）
- ⑤場合によっては、専門機関を教え、同行して相談する
岡山県男女共同参画推進センター（086-235-3310）
岡山労働局 雇用環境・均等室（086-225-2017）
岡山法テラス（050-3383-5491）

10. 性暴力とは

概念：レイプや痴漢行為、のぞきなどの明らかな犯罪ばかりではなく、相手方の意に反した肉体的な暴力、あるいはことばの暴力によって性的関係を強要したり、間接的に性的接触を行うなどの犯罪的行為を含む。

★刑法「強姦罪」が110年ぶりに改正（2017年）

- 改正点
- ①名称を「強制性交等罪」と変更し、被害者の性別を問わない
 - ②厳罰化（正確には適正化）
 - ③非親告罪化（被害者の告訴がなくとも、被疑者を起訴できる）
 - ④監護者による子どもへの性的虐待を処罰化

残された課題①時効の延長、または被害者が成人するまで停止を求めたい

- ②監護者の範囲を教師・コーチ・施設職員などにも拡大すべき

★Me Too! We Too! With You! 運動 と「フラワーデモ」

日本では伊藤詩織さんが性暴力被害を实名で訴え、裁判を闘ってきた。

複数の無罪判決（不当）をきっかけに街頭でフラワーデモが続けられている。

《憲法13条のうた ほかの誰とも》

「わたしは ほかの誰ともとりかえがきかない
わたしは 幸せを追い求めていい
わたしは わたしを大切と置いていい
あなたも あなたを大切と置いていい
その大切さは 行ったり来たり
でないと 平和は成り立たない」

1. 誰とも ほかの誰とも とりかえっこできない
あなたが生まれたその時から ひとつきりのいのち
あなたが大切にされ わたしも大切にされ
それが行ったり来たり とともに生きること
あなたがこころ寒くて ふるえていたなら
だまって ただそばにいて そっと抱きしめよう
2. 誰かが きっと誰かが ちゃんと見ている
あなたが誠実に 今日の日を重ねて生きてきたこと
いっぱい いっぱい泣いて また歩きだしたこと
あなたの笑顔が 誰かを元気にしていること
3. 誰もが そう誰もが 幸せになるために
生まれてきたんだ この星で 同じ時間（とき）を生きる
あなたはとくべつな人 わたしもとくべつな人
一人ひとり違うことが 不思議ですてきなこと
4. 一人はとてもちっぽけ 何もできやしないと
思うなら手をつなごう 一緒に生きてゆこう
誰もがきっと一人じゃ 生きてはいけけないのさ
だからねえ 手をつなごう 一緒に生きてゆこう

(作詞：水野スウ)

【憲法13条】

すべて国民は 個人として尊重される
生命 自由および幸福追求に対する
国民の権利については
公共の福祉に反しないかぎり
立法その他の国政の上で
最大の尊重を必要とする

【憲法14条1項】

すべて国民は 法の下に平等であって
人種 信条 性別
社会的身分 又は 門地により
政治的 経済的
又は 社会的関係において
差別されない

REAL MEN (本当の男らしさって...)

**泣くこと
買い物をする事
踊ること
井戸端会議をする事
恥や屈辱を受け入れること
食事をつくること
掃除すること
女性の話に耳を傾けること
いじめたりおどしたりしないこと
材質に合わせて適切に洗濯すること
いろんな感情に気づいていること
ポルノを必要としないこと
自分自身を笑いとぼせること
失敗を認めたい受け入れたいすること
女性自身が選ぶことを心から応援すること
怖がったり、その感情を受け入れたいすること
子どもたちをかわいがり、世話すること
他の人とちがうことを恐れないこと
実感を得るために武器を必要としないこと
性暴力に反対の声をあげること
ペニスは脳ではない(性欲はコントロールできるもの)と知っていること
戦争・暴力・憎悪・貧欲を望まないこと
愛したり、愛されたいすることを必要と思うこと
あのね、本当の男らしさってキッシュ(パイの一種)を食べること**

(訳:いちば けいこ)

1996年秋、ワシントンDCのウィメンズショップで買ったTシャツにプリントされていた詩「Real Men」を訳したものです。伝統的な「男らしさ」「女らしさ」のイメージにとらわれず、新しい生き方を模索しながら、対等に関わり合っていけたらいいですね。

あなたのからだを愛するとは

遊ぶこと

痛いときに痛いと言うこと

いやなときにはいやと言うこと

おもしろがること

ほかの人と親しくなることを楽しむこと

泣きたいときに泣くこと

内なる力強い反応に注意を向けること

喜びに躍ること

不愉快な写真や映像には反対すること

足のマッサージをしてくれるよう頼むこと

誰かにそこを刺激してほしいと頼むこと

からだについての本を読むこと

からだのなかに入れるものに関心を払うこと

からだを十分にのぼすこと

会話の中で女性がほかにかされたとき、毅然として受けつけないこと

深呼吸すること

脚を投げ出して休み、お茶を入れてと頼むこと

ホルモンの周期をよく知ること

歌うこと

自信をもって鏡を見ること

楽しく運動すること

笑うこと

そしてとにかく十分に休むこと！

アン・ティクソン「ミラー・ウィズイン～女性が本当の自分に出会うために～」(新水社)

Don't walk in front of me, I may not follow.

私の前を歩かないで。私はあなたに従いたいわけではないのだから。

Don't walk behind me, I may not lead.

私の後ろを歩かないで。私はあなたを従えたいわけでもないのだから。

Walk beside me, and just be my friend.

私の真横を並んで歩いて。そして私のいいお友達でいてね。

(キムス)

切手のない贈り物

1. わたしからあなたへ この歌をとどけよう
広い世界にたった一人の わたしの好きなあなたへ
 2. 年老いたあなたへ この歌をとどけよう
心やさしく育ててくれた お礼がわりにこの歌を
 3. 夢のないあなたへ この歌をとどけよう
愛することの喜びを知る 魔法じかけのこの歌を
 4. 知り合えたあなたに この歌をとどけよう
今後よろしくお願ひします 名刺がわりにこの歌を
 5. 別れゆくあなたに この歌をとどけよう
淋しいときに歌ってほしい 遠い空からこの歌を
1. わたしからあなたへ この歌をとどけよう
広い世界にたった一人の わたしの好きなあなたへ (わたしへ)

名もない花のように

- ☆ 自分らしく 自分らしく 生きてゆけたら 最高にいいよね
自分らしく 自分らしく 生きてゆけたら
1. 足元にほら 小さな花 自分の場所を見つけ
精一杯 咲いている 雨や風にも 負けずに
明日のために リトルパワー 光を受けて リトルパワー
名もない花の 花のように
 2. 平凡な 毎日を 不幸せだと いう人もいる
みんな 違うんだよね 人それぞれの 宝物
転んでもいいさ リトルパワー 起き上がれるさ リトルパワー
名もない花の 花のように
- ☆ 自分らしく 自分らしく 生きてゆけたら 最高にいいよね
自分らしく 自分らしく 生きてゆけたら 生きてゆけたら

ビリーブ

1. たとえば君が傷ついて くじけそうになった時は
必ずぼくが側にいて 支えてあげるよその肩を
世界中の希望のせて この地球は回ってる
いま未来の扉を開ける時 悲しみや苦しみが
いつの日か喜びに変わるだろう
アイ・ビリーブ・イン・フューチャー 信じてる
2. もしも誰かが君の側で 泣き出しそうになった時は
黙って腕をとりながら 一緒に歩いてくれるよね
世界中のやさしさで この地球を包みたい
いま素直な気持ちになれるなら 憧れや愛しさが
大空にはじけて光るだろう
アイ・ビリーブ・イン・フューチャー 信じてる
いま未来の扉を開ける時
アイ・ビリーブ・イン・フューチャー 信じてる